

退職後の確かな安心のために…

「共済生活保険」退職後制度取扱いのご案内

①退職後制度のご案内につきましては、下記の対応となります。

- ①3月末退職予定者：平成28年12月中旬から平成29年1月中旬にかけて、順次該当資料を配布いたします。
- ②3月末以外の退職予定者：退職後継続をご希望の場合は、脱退報告書兼退職後継続確認書に退職後継続希望の旨をご記入ください。後日、詳細な資料を配布いたします。

②制度の詳細や具体的な保険料につきましては、お配りするパンフレットおよび意思確認用紙にてご確認ください。



ポイント

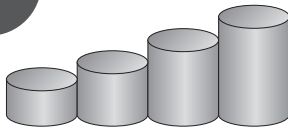
退職後制度加入にあたり団体扱い制度は、健康告知は不要です

7Lプラン(個人扱い)

退職後制度(セカンド・ライフ・プラン)定期タイプ、又は終身タイプをご選択いただけます

現職中

7Lプラン



退職後

セカンド・ライフ・プラン(定期タイプ)または
セカンド・ライフ・プラン(終身タイプ)

死亡・高度障害時に一時金を給付

定期タイプ

加入資格：7Lプランに退職日直前まで継続して2年以上ご加入されている組合員本人および配偶者

- 80歳まで継続可能
- 200万円・400万円・600万円・800万円の4コースから選択
- 7Lプランの加入保険金額以下のコースで選択ください
- 新年払・一括払(全期前納)から選択

終身タイプ

加入資格：7Lプランに退職日直前まで継続して2年以上ご加入されている組合員本人および配偶者

- 終身にわたり保障されます
- 50万円以上3,000万円以下から選択
- 7Lプランの加入保険金額以下のコースで選択ください
- 一括払のみ

【ご参考】60歳の場合の保険料
(200万コースの場合)※定期タイプ

男性：新年払	55,890円
一括払(全期前納)	1,111,460円
女性：新年払	29,300円
一括払(全期前納)	582,670円

【ご参考】60歳の方が加入した場合の保障内容
(一時払保険料200万円の場合)※終身タイプ

性別	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	(単位：万円)
		死亡・高度障害保険金額	約201.1	約201.1	約201.1	約201.1	約201.1	
	解約返戻金	約199.2	約199.4	約199.5	約199.9	約200.2	約200.5	
女性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	(単位：万円)
		死亡・高度障害保険金額	約201.6	約201.6	約201.6	約201.6	約201.6	
	解約返戻金	約199.2	約199.4	約199.5	約200.0	約200.3	約200.7	

※年齢は保険年齢です(保険年齢は満年齢と異なります)。(例)保険年齢60歳=満59歳6カ月を超え満60歳6カ月まで
 ※定期タイプについて、記載の保険料はパンフレット作成時点の基礎率等により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率等により決定しますので、今後の基礎率等の改定により保険料率も改定されることがあります。
 ※終身タイプについて、記載の保険金額等は、平成29年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険金額等は、ご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。

7Lプランサポート(団体扱い)

万が一の場合(死亡)

高度障害

在職中から退職後保険年齢80歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

■死亡・高度障害の場合

一時金 200万円(1口)・400万円(2口)・600万円(3口)・800万円(4口)・1,000万円(5口)を給付します。(年金形式での給付も可能です。)

●保険年齢80歳まで継続可能

●200万円(1口)・400万円(2口)・600万円(3口)・800万円(4口)・1,000万円(5口)のいずれかよりご選択いただけます。

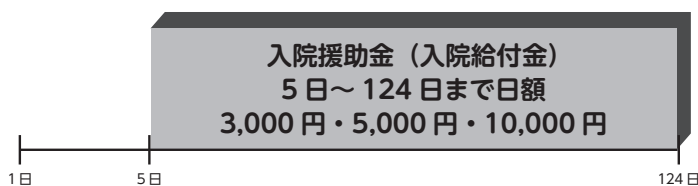
ただし、退職時は、ご加入中の保険金額でのご継続となります(退職時に、コースの変更はできません。また、退職後に増額はできません)。



入院援助金(団体扱い)

退職後も同じ保障内容で継続可能

支給額 病気やケガによる継続して5日以上入院から保障



※病気・ケガによる継続して5日～124日の入院保障

入院給付金日額+死亡時[遺族見舞金(死亡保険金)]110万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

加入資格: 入院援助金に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者

●保険年齢69歳まで継続可能

※保険年齢70歳以降は個人扱いの制度にて継続可能(保険年齢80歳まで)

注意点: 個人扱いの場合、無配当医療保険5-124型と入院保障プランの個人扱い制度の無配当医療保険2-365型とを合算し、入院給付金日額5,000円が限度となります。

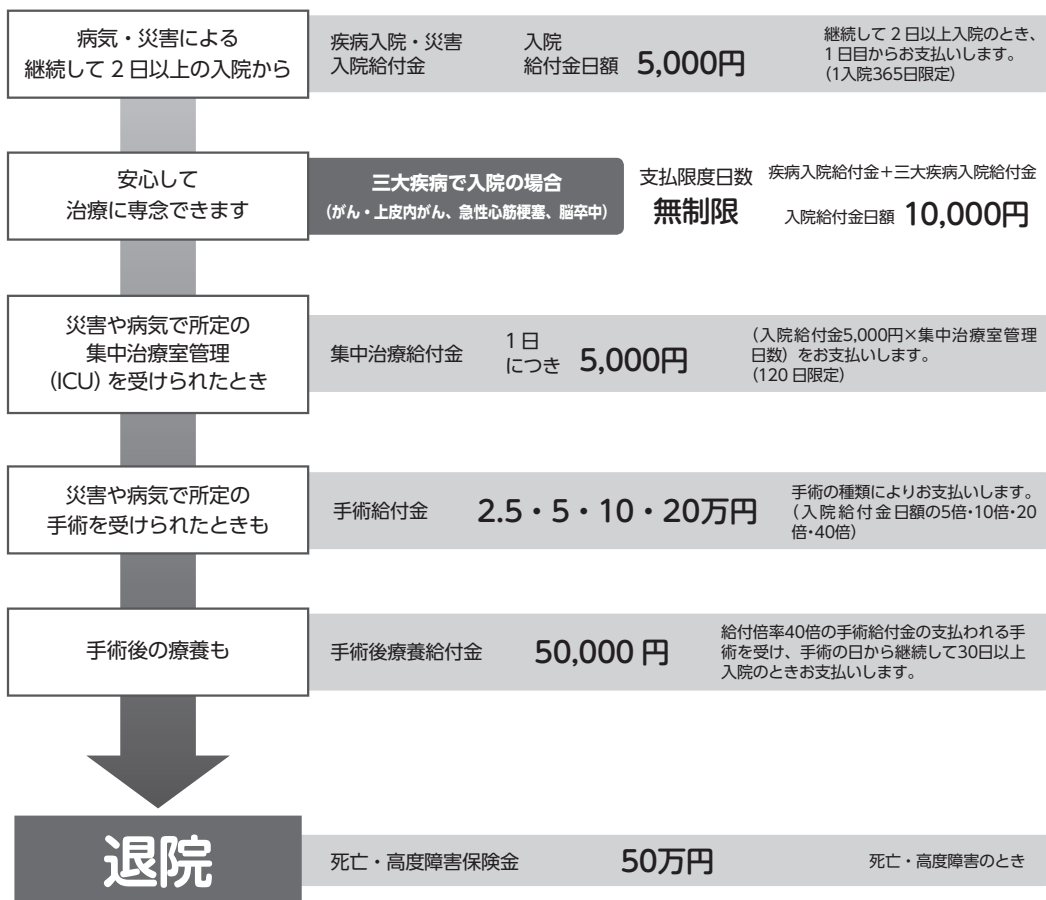
入院保障プラン(団体扱い)

退職後も同じ保障内容で継続可能

保障内容

入院から退院まで…。継続した2日以上入院からしっかりサポート!

(保険契約の型: B型 入院給付金の型: 2-365日型・入院給付金日額5,000円 加入区分: 本人・配偶者)



※災害や病気による入院給付金のお支払い日数は、1回の入院について365日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1,095日を限度とします。

※ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。

※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

加入資格: 入院保障プランに退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者

●保険年齢69歳まで継続可能 ※70歳以降は個人扱いの制度にて継続可能(保険年齢80歳まで)

注意点: 個人扱いの場合、入院援助金の個人扱い制度の無配当医療保険5-124型と無配当医療保険2-365型とを合算し、入院給付金日額5,000円が限度となります。

退職後継続保障制度(団体扱い)

退職後も同じ保障内容で継続可能

万が一の場合(死亡)

高度障害

在職から退職後70歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

■死亡・高度障害の場合

一時金 200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

リビング・ニーズ特約……余命6ヶ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

加入資格：退職後継続保障制度に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者

●保険年齢70歳まで継続可能 ●在職中と同一コースのみ継続可能

重病克服支援制度(団体扱い)

退職後も同じ保障内容で継続可能

【主契約】

悪性新生物(がん)

急性心筋梗塞

脳卒中

在職中から退職後70歳まで、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態^(*)になられたとき

一時金 200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

■死亡・高度障害の場合

一時金 200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

リビング・ニーズ特約……余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

7大疾病保障特約

悪性新生物(がん)

急性心筋梗塞

脳卒中

重度の糖尿病

重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)

慢性腎不全

肝硬変

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態^(*)になったとき

一時金 主契約保険金の5割を給付します。

がん・上皮内新生物保障特約

悪性新生物(がん)

上皮内新生物

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

一時金 主契約保険金の1割を給付します。

※1 「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

加入資格：重病克服支援制度に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者

●保険年齢70歳まで継続可能 ●在職中と同一コースのみ継続可能

【ご参考】団体扱い各制度のご退職後の月額保険料

7L プランサポート(200万円コース)

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
60歳	1,262	626	75歳	6,102	2,742
61～65歳	1,856	866	76歳	6,780	3,084
66～70歳	3,074	1,336	77歳	7,540	3,480
71歳	4,130	1,762	78歳	8,370	3,936
72歳	4,542	1,958	79歳	9,326	4,458
73歳	4,996	2,182	80歳	10,404	5,060
74歳	5,510	2,442			

(単位：円)

※退職後継続保障制度・重病克服支援制度については、ご加入時の保険料率のまま70歳まで継続できます。

※退職後の継続につきましては、事務委託会社にて別途月額308円が徴収されます。

入院援助金(日額5000円コース)

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
60歳	3,964	3,964	65歳	5,759	5,759
61歳	3,964	3,964	66歳	5,759	5,759
62歳	3,964	3,964	67歳	5,759	5,759
63歳	3,964	3,964	68歳	5,759	5,759
64歳	3,964	3,964	69歳	5,759	5,759

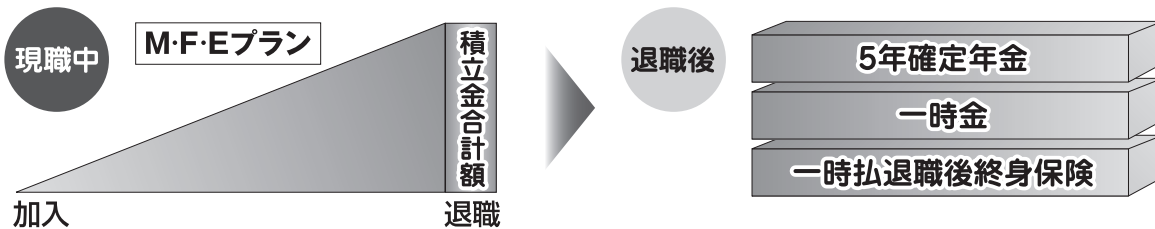
(単位：円)

入院保障プラン

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
60歳	5,285	5,090	65歳	7,485	7,175
61歳	7,485	7,175	66歳	11,230	10,660
62歳	7,485	7,175	67歳	11,230	10,660
63歳	7,485	7,175	68歳	11,230	10,660
64歳	7,485	7,175	69歳	11,230	10,660

(単位：円)

M・F・Eプラン(個人扱い)

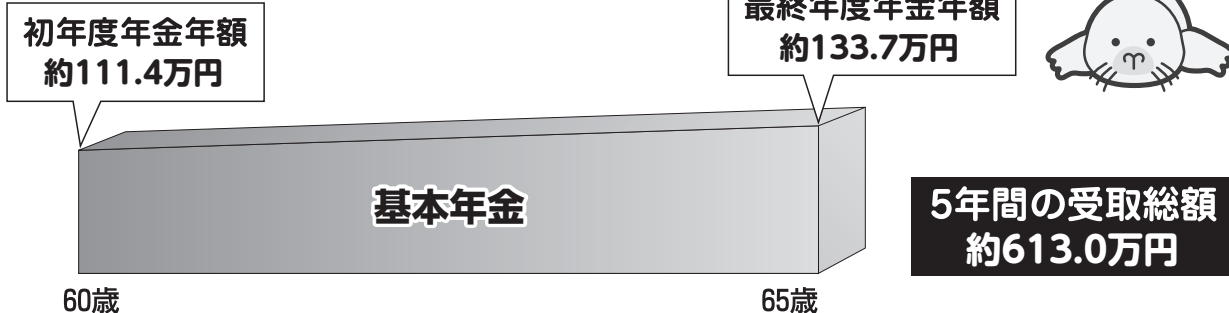


在職中に積み立てられた積立金を「5年確定年金受取り」か「一時金受取り」または、「一時金退職後終身保険への転換」いずれかの選択を行います。

※ 5年確定年金受取りを選択される場合には、45歳以上でかつ積立残高が64.6万円以上の方に限ります。記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

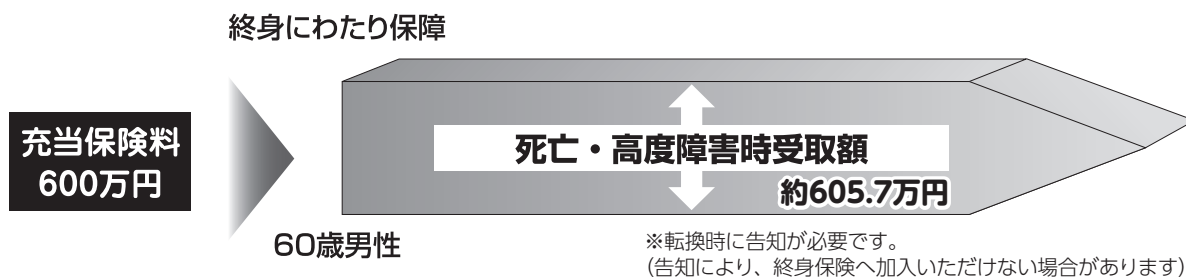
●積立残高が600万円の場合

例1) 全額年金受取 ・5年確定年金(5%逡増型)



※ 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、予定利率(平成28年10月21日現在年1.25%)に基づき計算しておりますが、実際にお支払する金額は変動(増減)する事があり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。尚、記載の給付金額には、配当金を加算しておりません。

例2) 積立金(例:600万円)を一時払退職後終身保険に転換



【ご参考】60歳の方が一時払退職後終身保険に転換した場合の保障内容 (転換保険料600万円の場合)

性別	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	25年
		死亡・高度障害保険金額	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7
	解約返戻金	約600.2	約600.6	約601.0	約602.1	約603.1	約603.9	約604.6
女性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	25年
		死亡・高度障害保険金額	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3
	解約返戻金	約600.2	約600.7	約601.2	約602.4	約603.6	約604.6	約605.6



記載の保険金額等は、平成29年1月2日現在の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額も改定されることがあります。

退職後制度の取扱い概要

1 契約形態について

【7Lプランサポート・入院援助金・入院保障プラン・退職後継続保障制度・重病克服支援制度】…**団体扱い**

退職後は在職中と同様、団体扱いとなりますので、保険料率は在職中と同様です。

【7Lプラン】…**個人扱い**

退職後は個人扱いとなりますので、保険料等は在職中と異なります。また、契約が成立すると委託保険会社より保険証券が自宅に届きます。

2 保険料について

【7Lプランサポート・入院援助金・入院保障プラン・退職後継続保障制度・重病克服支援制度】

月払い(口座振替)となります。(ただし、別途事務代行会社による事務手数料で月額308円かかります。複数制度を継続した場合も事務手数料は変わりません)

【7Lプラン】

年払もしくは一括払から選択をしていただきます。

退職後も
継続できるので
安心ね!



退職後制度のスケジュール

平成29年3月末退職のケース

必要項目	日程	備考
退職後制度 資料配布	平成28年12月中旬～ 平成29年1月中旬※	1. 制度概要チラシ 2. パンフレット 3. 意思確認用紙 等 明治安田生命→所属→組合員
共済生活保険脱退報告書兼 退職後継続確認書 提出締切日	平成29年2月24日	所属→共済組合
意思確認用紙提出締切日	平成29年3月3日	意思確認用紙提出後に継続希望者には、委託保険会社(明治安田生命)から 申込書(セカンド・ライフ・プランへの加入)・口座振替申込書 がご自宅に送付されます。 組合員→所属→明治安田生命
口座振替依頼書(団体扱い用) (7Lプラン以外の制度) 提出締切日	平成29年3月3日	保険料控除方法が給与天引きから口座振替に変更となりますので、退職後継続者は必ずご提出ください。 平成29年4月の保険料より口座振替となります。
セカンド・ライフ・プランへの 加入にかかわる 申込書・口座振替申込書(個人扱い用) 提出締切日	平成29年4月上旬	記入後の申込書・口座振替申込書(金融機関から口座確認いただいたもの)を返信用封筒にて直接、明治安田生命あて送付願います。 組合員→明治安田生命
振込票(個人扱い用)送付日	平成29年4月中旬	申込書が届き次第、振込票を作成、送付いたします。 明治安田生命→組合員(ご自宅)
団体扱い制度口座振替開始	平成29年4月下旬	
個人扱い制度保険料入金締切日	平成29年4末日	
退職後制度成立 (責任開始日、移行日)	平成29年5月1日	保険証券を作成し、平成29年5月下旬以降順次送付いたします。 明治安田生命→組合員(ご自宅)

※資料配布のスケジュールは多少前後する可能性がございます。

お問い合わせは…

埼玉県市町村職員共済組合 福祉課

さいたま市浦和区岸町7-5-14
さいたま共済会館
☎048-822-3305



[引受会社] 明治安田生命保険相互会社 公法人第四部法人営業第二部

東京都台東区秋葉原5-9
明治安田生命秋葉原ビル8F
☎03-5289-7590



MY-A-16-他-007442